

## 『人間と市民の諸権利の宣言』第3条をめぐって

駿 河 昌 樹

- 1 市民から主権を取り上げる装置としての「国民主権」
- 2 『人権宣言』には謳われていない「国民主権」
- 3 絶対君主政でのみ機能しうる概念モデル「主権」
- 4 「国民」概念と「主権」概念の連動の不可能性
- 5 アンシャン・レジームに対する戦争機械としての『人権宣言』
- 6 (補) 既得権益防衛、新税案拒否、そして「18世紀哲学へのエリートたちの信仰」

### 1 市民から主権を取り上げる装置としての「国民主権」

フランスの憲法学者であり、政治学者でもあるモーリス・デュヴェルジェ Maurice Duverger によれば、1789年8月26日の『人間と市民の諸権利の宣言 *Déclaration des droits de l'homme et du Citoyen (du 26 août 1789)*』(以下、『人権宣言』と略述)は、国民主権 *souveraineté nationale* と権力分立 *séparation des pouvoirs* という、政治構成上の二大原理を提起した<sup>(1)</sup>。

国民主権の原理は、かなり *subtile* な理論に立脚している、とデュヴェルジェは書いている。*subtile* は、「緻密な」とも「巧妙な」とも、また、「微妙な」、「捉えがたい」「微かな」とも訳しうるが、彼がここで用いたこの形容詞によって、我々は、起草者たちが当時の政治状況や思潮に対応するとともに、近未来の政治状況や思想風土の変化にも対応できるよう理論

の策略を組み込んだ装置として、「国民主権」なるものを見直すよう導かれる。

事実、この原理は、きわめて明確な実際的目的のために練り上げられた、とデュヴェルジェは言う。

「主権 *souveraineté* は、アンシャン・レジーム *Ancien Régime* の考えたように、君主 *monarque* に属するものでもなければ、ルソー *Rousseau* が主張したように、社会 *société* を構成する諸個人 *individus* に属するものでもなく、《国民 *Nation*》に属するものである、として構想されている。《国民》というのは、それを構成する市民たち *citoyens* とは異なった存在であり、法律上の人間、法人 *personne juridique* である」<sup>(2)</sup>。

このように、主権の帰属先として君主を排除するばかりか、ルソーの個人<sup>(3)</sup>をも排除するという二重の排除操作を行うことで、『人権宣言』の起草者たちはふたつの危険を回避しようとした、とデュヴェルジェは言っている。ひとつは、絶対王制 *monarchie absolue* であり、もうひとつは、純粹民主制 *démocratie pure* である。

『人権宣言』を起草した「このブルジョワたち *bourgeois* は、純粹民主制にも同様に反対していた。国民主権という巧妙な着想は、憲法制定者たち *constituants* がいかなる親近感も抱いていなかった直接民主制（とりわけ、人民投票 *référendum*）の様々な手続きを、事実、排除できるし、純粹に代表制による政体 *gouvernement purement représentatif* を組織するのを可能にする。それは次いで、普通選挙 *suffrage universel* をも回避しよう。個々の市民にとって主権というものは、固有のものとしてひとりひとりが所有できるようなものでないため、市民ひとりひとりが自らのものとして主権の一部を援用することはできない。そのため、選挙権 *électorat* は権利 *droit* ではあり得ず、それを行使する能力ありと《国民》によって判断された個人たちのみに与えられる義務 *devoir* であり、職務 *fonction* であるに過ぎない」<sup>(4)</sup>。

デュヴェルジェの強調するところをもう一度見直せば、次のようになる

う。

- ・ 国民主権の原理は、かなり巧妙な理論に立脚している。
- ・ 君主は主権を所有しない。
- ・ 社会を構成する諸個人は主権を所有しない。
- ・ 国民が主権を所有する。
- ・ 国民とは、それを構成する「市民たち」とは異なった存在と見なされる。
- ・ 国民は法人と見なされる。

彼のこうした見解によれば、「国民主権」は、市民ひとりひとりから、あらかじめ、そして永久に、主権を取り上げるための装置ということになる。《国民》は「法律上の人間、法人」でしかあり得ず、そうした《国民》にしか主権は帰属しないため、ひとりひとりとしては《国民》ではあり得ない個々人の人間が、主権を持つことはできない。君主から主権を剥奪するとともに、市民ひとりひとりからも同時に主権を剥奪する機能が、「国民主権」と名づけられていることになる。

## 2 『人権宣言』には謳われていない「国民主権」

とはいえ、『人権宣言』を対象としつつ、留保なしに「国民主権」と言う時、じつは、デュヴェルジェは誤りを犯している。

『人権宣言』の中では、「国民主権」と略述したくなるような内容が実際に記述されているのは第3条においてだが、この条文は、代表的な邦訳では次のようになっている。

「あらゆる主権の淵源は、本来的に国民にある。いかなる団体も、いかなる個人も、国民から明示的に発しない権威を行使することはできない」(『新解説世界憲法集・第3版』、三省堂2006年<sup>(5)</sup>)

「あらゆる主権の淵源は、本質的に国民に存する。いかなる集団も個人も、国民から明示的に発したのでない権力を行使することはできない」

(『新版・世界憲法集・第2版』、岩波文庫、2012年<sup>(6)</sup>)

「あらゆる主権の原理は、本質的に国民に存する。いずれの団体、いずれの個人も、国民から明示的に発するものでない権威を行い得ない」(『人権宣言集』、岩波文庫、1957年<sup>(7)</sup>)

原文は次の通りである。

《Art. 3. — Le principe de toute souveraineté réside essentiellement dans la Nation. Nul corps, nul individu ne peut exercer d'autorité qui n'en émane expressément.》<sup>(8)</sup>

条文そのものを見直してみると、先のデュヴェルジェによる表現や、それに基づくレジュメの試みの誤ちに、すぐ気づかされる。

第3条は、主権が国民に属するなどとは語っていない。主権が国民にあるとは書かれていないし、国民が主権を持つとも書かれていない。国民主権、などと略述できるようなことは、一切、書かれていない。

「あらゆる主権の淵源／原理」が「国民に存する／ある」とあるだけで、「主権」と「国民」はじかに結びついてはいない。「主権の淵源／原理」が「本質的に国民に存する／ある」ということは、「主権」が「国民」にあることを意味してはいない。「国民」にあるのは「淵源／原理」だけである。「主権の淵源／原理」は「主権」と同義ではない。

そこにさらに、「本質的に／本来的に」と訳されうる副詞 *essentiellement* が付加されている。

邦訳だけに頼ってさえ、「国民が主権を所有する」と読み取ったり、「主権は国民に属する」などと読み取することは不可能な条文なのである。

外国語で書かれた文を、十分な註釈や説明のない邦訳だけで理解しようとするのはもちろん論外であるが、『人権宣言』の第3条の場合、それは危険なことでもある。

ここに掲げた邦訳はどれも格調高く、条文のかたちで訳すという条件下においては、最良のものと思なされうることに異論はない。しかし、例えば、一文目の訳に歴然と表われているような訳語の違いを、どう見るべき

だろう。

「あらゆる主権の淵源は、本来的に国民にある」（『新解説世界憲法集・第3版』）

「あらゆる主権の淵源は、本質的に国民に存する」（『新版・世界憲法集・第2版』）

「あらゆる主権の原理は、本質的に国民に存する」（『人権宣言集』）

「原理」と、源を意味する「淵源」とは、同じ意味に受け止められてかまわないだろうか。

これらの訳語の元になっているフランス語 *principe* には、原理、法則、原則、原因、根源、始源、…などと訳しうる意味の広がりがあるため、なるほど、「淵源」という訳語の選択も、「原理」という訳語の選択も可能ではある。

仮に、このふたつの訳語が同義に解せるものとしよう。

その場合に浮き上がってくるのは、「あらゆる主権の淵源／原理」が「国民にある／存する」という文意だが、これは、特殊な読解の迂廻路を通さずに、そのまま受け取り得るものだろうか。容易に理解されうるものだろうか。払拭しがたい曖昧さが理解を妨げはしないか。

### 3 絶対君主政でのみ機能しうる概念モデル「主権」

*principe* を「淵源」と訳そうとも「原理」と訳そうとも、「あらゆる主権の淵源／原理」が「国民にある／存する」といった構文での理解のしかたをしている以上、じつは、端的な把握を可能にする理解のしかたを放棄してしまっている可能性もある。

この時期、「主権」という言葉をめぐって起こっていたのは、「主権」のありかや帰属先を変更する操作であり、これは先のデュヴェルジェの見解にもあった通りである。もともと16世紀のジャン・ボダン Jean Bodin によって理性的な議論対象として概念化された「主権」は、絶対君主政の中

で形成されてきた曖昧な観念から来たものだが、「あらゆる臣民の上に立ち、もはやいかなる分割も許さない尊厳を備えた」<sup>(9)</sup> 君主に、固有の領土の支配者として付与されている「十全なる権力 plenitudo potestatis」<sup>(10)</sup> であり「国の絶対にして不滅の権力」<sup>(11)</sup> を意味している。絶対君主政の君主と切り離しようもないはずのこうした「主権」のありかや帰属先を変えるということは、そのまま、「主権」概念や「主権」モデルを強度に変質させることに通じ、「主権」論を刷新し再構築することに通じる。

絶対君主政を概念形成上の必須の土壌とし、そこからのみ存立条件を得ることができる「主権」概念のモデルを、いかにドラスティックに、無理に、乱暴に「国民」という土壌にスライドさせてしまうか。『人権宣言』の第3条が位置していたのは、まさにこうした思想史的暴挙の瞬間だった。

そうであるとすれば、「あらゆる主権の淵源／原理」が「国民にある／存する」という文意の

《Le principe de toute souveraineté réside essentiellement dans la Nation.》

は、たとえば、

「どのような『主権』概念の原理も、『主権』概念の本質が要求する通り、『国民』概念の中にある」

などと理解されうるし、

「いかなる場合であれ、『主権』原理ないし『主権』モデルは、『国民』の中にのみ置かれる。『主権』モデルはそのようなものとしてのみ考えられるものとする」

とも理解されうる。

この場合、「本質的に／本来的に」と訳されうる副詞 *essentiellement* は、「主権」概念の機能する条件を「本質」として考えているもの、と理解しうることになる。あくまで「国民」概念の内部において、それとの連動の上でのみ機能しうるのが「主権」概念であることを、この副詞は「本質的に／本来的に」と表現する、と見なすわけである。

#### 4 「国民」概念と「主権」概念の連動の不可能性

このように第3条を、「主権」概念は「国民」概念の内部でのみ機能させる、との宣言として読んでみるにしても、通例通りに、「あらゆる主権の淵源／原理」が「国民にある／存する」、との文意で読んでみるにしても、いずれの場合も、問題として残るのは、「国民」とはなにか、ということである。

日本語の場合、「国民」という言葉は訳語として初めて経験されるようになったため、使用法には曖昧さが残ったままになっている。集団的な意味を担わせる使用法がある一方、「私はひとりの日本国民です」といった個人表示の意味での使い方、単一者表示の意味での使い方も可能になっている。

しかし、フランス語で *nation* という場合は、複数の人間が集団となってひとつになった様態を指す。たとえば、20世紀の簡潔な哲学用語辞典として定番のひとつであるポール・フルキエ Paul Foulquié の『哲学用語辞典 *Dictionnaire de la langue philosophique*』では、*nation* は、「同じ国に生まれた個人たちの集まり・総体」や「自律性を持つ政治社会を構成するか、それを構成してきた諸グループや個人たちの集まり・総体で、少なくとも、この自律性を条件づけたり、成員たちにこの自律性を望ませるような文化的、伝統的、人種的、習俗的共同体によって結びつけられている。たとえば、ポーランド国民 *nation polonaise* はポーランド国家 *Etat polonais* の消滅を生き延びた、と言える」<sup>(12)</sup> と定義されている。歴史的に最も基礎的な定義を提供すると思われる1694年の『アカデミー辞典 *Dictionnaire de l'Académie*』によれば「同じ法の下に生活し、同じ言葉を使う、同じ国家、同じ地域の全住民」<sup>(13)</sup> とあり、同時期の1690年のフルティエール Furetière の定義では「特定の境界内に限定され、特定の支配下に置かれてもいる土地範囲に、同じように居住する多数の人々について

言う」<sup>(14)</sup>とされていて、これは1771年のトレヴーTrévouxの辞典<sup>(15)</sup>にもそのまま採録されている。

「国民」という単語が、このように集団性や成員の多数性を意味の基本として成立している事実は、この単語の語史を遡って多くの定義を収集しようとする以前に、まず注目しておくべき点だろう。「主権」を君主から「国民」に移動させることは、なにより先ず、単一者から複数者へ、個人から集団へ「主権」を移動させることである、と気づいておく必要がある。

この場合、「主権」というものが本来、「あらゆる臣民の上に立ち、もはやいかなる分割も許さない尊厳を備えた」君主に、固有の領土の支配者として付与されている「十全なる権力 plenitudo potestatis」や「国の絶対にして不滅の権力」を意味していたため、重大な矛盾を「国民」の中に生じさせることになる。

「主権」は、そもそもの発生時点において、そのありかや帰属先を単一者のみとしているが、「国民」はもちろん、複数者でしかあり得ない。法人として全体でまとめて扱えば、理論上は、なるほど単一者と見なせるので、「国民」は一であるとともに、同時に多でもある存在なのだが、それでも、政治上や生活上不可欠となる認識力や思考力、判断力、批判力、意志決定力は、それらの本性上、成員となるひとりひとりの人間の精神活動の領分にしか存在し得ない。それらを取りまとめて、複数者の認識力や思考力、判断力、批判力、意志決定力の統一された様態がありうるかのように、実際の場で構成しようとするならば、それに対する新たな別個の判定手段さえ要求されるような、きわめて高度かつ困難な手続きが捏造されなければならない。その結果として、仮に、なんらかの観点から“統一された”と評価されるような認識力や思考力、判断力、批判力、意志決定力などが得られるとしても、それは、すでに普通の意味での人間的な精神活動能力ではあり得ない。もともと生身の単一者にしか適用され得なかったはずの「主権」概念で表象できるようなものではなくっており、端的に言って、それはすでに「主権」ではない。

「主権」を「国民」に帰属させようとする時、たちまち発生してくるこうした不可能性は、ボダンが「主権」概念を整えた時点で、意志というものをどのように理解していたかを見直せば、いっそう決定的なものと思えてくる。

ボダンは、社会秩序が維持されるためには、最高主権者の意志が発揮されねばならない、と考えていた。そして、この意志が至高のものであるためには、それは単一でなければならず、必然的に、永続し、不可分で、不可譲で、絶対的なものでなくてはならない。そうであるとすれば、主権者の意志は、他者の判断や命令からは独立している。なにかの機会に主権者が召喚されて、法を前にした判断に委ねられるようなことがあってはならないし、彼に先行するような法によって、自由な立法意志の行使に拘束がかけられるようなことがあってもならない<sup>(16)</sup>。

主権者の力に備わる至高の特性はこのようであらねばならないため、本質的に、これほど「国民」の概念と相性の悪いものもない。「国民」概念の本質をなす複数者性と、「主権」概念が機能上第一に要求してくる強度の単一者性との間では、理論上はもちろん、実践上も、折り合いをつけることなど全く不可能だからである。

それにもかかわらず、無理に「国民」に「主権」を担わせようとするならば、「国民」から複数者性を除去しなければならない。ここで問題となるのは、精神活動者としての人間であり、肉体ではないので、複数者性を除去するということは、精神活動を停止した肉体を権力場で作り出し、それらを「国民」の内実とすることを意味する。社会機構を維持するだけの能力は個々の人体に必要なので、精神活動のうちでも、労働や生産に必要な諸力、つまり、認識力や思考力、判断力などは過度に高度化しないよう適切な度合いで残し、批判力や意志決定力などを除去することになるだろう。精神活動における「国民」の単一者性は、このようにしなければ実現され得ない。

もちろん、「国民」を構成する個人個人から、制度による強制力を以て

概念上の真の「主権」を奪い、「主権」概念と「国民」概念の理論上の連動可能性を探る方向性もある。いうまでもなく、20世紀以降の民主主義国家はこの原理に立っている。

## 5 アンシャン・レジームに対する戦争機械としての『人権宣言』

こうした明白な不可能性があるにもかかわらず、なぜ、1780年代の第三身分たちは「主権」を「国民」に移行しようとする暴挙に出たのか。

デュヴェルジェの指摘にもあった通り、『人権宣言』において、とにかく、「主権」が君主に属さないものとして構想されているという点は素直に観察されうるが、これはそのまま、君主から「主権」をなんとかしてでも剥奪しようとの焦眉の課題において、『人権宣言』の起草者たちや、第三身分たちの思考や感情が一致していた、ということの現われと見てよいのだろうか。それが社会的な底流となり、さらには全体的な潮流となって、いわばデュルケム Émile Durkheim 的“社会的事実”に近いものにまでなあって、「主権」と「国民」の概念上の理論的不整合もそのままにして、「主権」や「淵源／原理」、「国民」といった単語を、曖昧な複数の定義の中に揺れ動かすまま、尤もらしく連結させて急場を凌ごうとしたということなのか。

それでも、要所では適切な注意を払い、正確さと慎重さ、それに洞察を伴った知的作業によって、『人権宣言』のような、時機に即した急拵えの道具がまとめ挙げられていったのか。たとえば、将来的に意味内容が拡大し、土地・財産の所有者以外をも含み込んだりしかねない「国民」概念などには、みだりに全幅の「主権」を与えてしまわないよう、「淵源／原理」を付加した書き方を採ったりしながら。

“時機に即した急拵えの道具”としてのこうした『人権宣言』の性質に関しては、たとえば、フランス革命研究の大家で、1789年の『人権宣言』

以降のフランス憲法を1995年の第五共和国憲法付加条項まで一冊に編みもしたジャック・ゴデシヨ Jacques Godechotなどは、さらに鮮明に、「アンシャン・レジームに対する戦争機械 machine de guerre」<sup>(17)</sup>として『人権宣言』を捉える発言をしている。

「起草者たちは、彼らが危険なものとする旧制度を打ち倒す手段を、アンシャン・レジームに対するこの戦争機械によって得たい、と望んだ。なにより先ず、絶対主義の基盤そのものを破壊すること。フランスはもう王の所有物ではなく、全国民の所有物である、とすること。もはや、王や、大臣たちのひとりの恣意的な意思が法となるのではなく、国民意思が法となること。国王印を押した封印状や拷問は、『人権宣言』によって、言うまでもなく廃止されること。国家の経理内容や公務内容の開示が、特権階級にのみ限定されないものとする。7月14日の暴動への参加者たちが告発されないようにすること。その日に起こったことは、非難されるべき反抗ではなく、抑圧に対する称賛されるべき抵抗行為であったとすること。かくして『人権宣言』は、なにより第一に、アンシャン・レジームの死亡証明書を意味することになる」<sup>(18)</sup>。

これに止まらず、ゴデシヨは、起草者たちを守る武器としての側面も『人権宣言』にはあった、と指摘している。『人権宣言』をいったん公布してしまえば、軍事力や警察機構を始め実質的な権力を保持し機能させている専制王政からの反撃も、当然、予想される。そのため、王政側からの出方次第では、『人権宣言』は決して王を排除するものではない、などと言いつつ余地も残しておく必要があった。意味作用上の安全弁を適切な個所に配置しておく必要があったわけで、「国民」概念を意図的に曖昧なままに残しておく措置などは、このための格好の方策となった。「国民」と「主権」の間に「淵源／原理」を挟み込んで、意味作用の操作可能範囲をさらに広げておくのも、まさに subtile な手際のうちだということになる。

これは、言い方を変えれば、どこまでも曖昧なままであり続ける「国民」概念や「主権」概念をあえて用いることで、あくまでフランス社会内

で、貴族層やブルジョワ層に生活基盤を置いていた起草者たちが、自分たちだけの権利と生活条件拡大のための「戦争機械」として、また、自らを守る「武器」として、『人権宣言』を作成しようとしたということでもある。

## 6 (補) 既得権益防衛、新税案拒否、そして 「18世紀哲学へのエリートたちの信仰」

人間社会がつねに複数者、多数者からなる以上、いずれにしても社会は、なんらかのかたちで単一者として概念化されうる者によって統治され、秩序維持される他はない。また、たとえ「王印を押した封印状や拷問」が廃止されたところで、今度は、国民国家の印を「押した封印状や拷問」が替わりに使用されるようになるばかりなもの、社会に生きる誰もが認識せざるを得ない経験的真理の部類に入るだろう。

それにもかかわらず、当時の知的に秀でた貴族たちや第三身分 tiers état の一部の者たちが、長い年月の後には結局同じ地点に戻る他ないのが容易に推測されるというのに、どうして「絶対主義の基盤そのものを破壊」し、「フランスはもう王の所有物ではなく、全国民の所有物である」とし、「もはや、王や、大臣たちのひとりの恣意的な意思が法となるのではなく、国民意思が法となる」のを望んだのかについては、フランス革命についての考察が多様化しても、なかなか納得のいく説明が得られない。

マルセル・ゴシェ Marcel Gauchet やリュシアン・ジョーム Lucien Jaume 等の研究によって、『人権宣言』の作成過程もかなり明らかにされてきているが<sup>(19)</sup>、『人権宣言』の起草者たちが、あれだけの熱意と専心とで「アンシャン・レジームに対する戦争機械」作成に向かった理由については、どこまでもわかりづらさが残る。権力と統治の領域においては、複数者を単一者にまとめ上げることは断じてできないという人間性の宿命を、どうして当時の第一級の知識人たちが無視することができたのか、理

性というものに備わる根源的な欠陥をでも想定しないかぎり、非常に理解しづらいものとして残り続ける。フランス革命研究の大家フランソワ・フュレ François Furet でさえも、「幻想」や「18世紀哲学へのエリートたちの信仰」という言葉を用いているほどである<sup>(20)</sup>。いちいちの証拠とつき合わせながら経緯を辿っていくのは困難ながらも、やはり、王権の影響を強く受け、しかも、王権の不合理で場当たりの政策を認識でき、対抗策を考えめぐらせることのできる知的な人々が、自分の既得権益を守ったり、権益のいっそうの伸長を図ったりする必要にかられて政治的抵抗を重ねていくうち、同じ立場の人々の間で連帯感が生まれ、知的な興奮の維持や議論の拡大と深化が醸成されていく雰囲気の中で、おのずと方向性と推進力が生まれていった結果ということになるのだろうか。

フランス革命の多様な諸原因には、それぞれ、遠い発生起源を持つものや、近い発生起源を持つものなど様々なものがあるが、それら諸原因をひとつにまとめ、集約して、ついに激しく発火させるきっかけになった決定的瞬間は、歴史上、じつはかなり明瞭に印づけられる。知的な貴族たちや第三身分のうちの一部の知的な人々をして、「必要にかられて政治的抵抗を」行わざるを得なくさせたその事件は、財務総督カロヌ Charles Alexandre de Calonne による新税案と州議会設置案、次の財務総督ブリエンヌ Etienne Charles de Loménie de Brienne による強行姿勢がそれである。

テュルゴ Anne-Robert-Jacques Turgot, Baron de Laune やネッケル Jacques Necker による財政再建の失敗の後を受けて、途方もない規模の財政赤字を解決するために、財務総督カロヌは、すべての身分を対象として徴収する新税を創設しようとした。

税を負担する側となる各界の名士を集めて意見を求めた名士会議はもちろん紛糾し、名士たちによって国王の専横というイメージが定式化され、世論の醸成がなされていったが、こうした流れを恐れた王はカロヌを罷免し、次の財務総督にトゥールーズ大司教ブリエンヌを指名する。ブリエンヌはさらに過激な姿勢をとり、名士会議を解散して改革案を進めようと

したため、王権と貴族の対立は決定的となった。あらゆる新法は、王権に抵抗する力を持つ貴族の拠点である高等法院 *Parlement* が登録しなければ施行できないため、高等法院による新税登録拒否という事態に至っていくことになる。

この時点で、当時の生活風土や知的風土の中に見出され得たあらゆるものを道具として、全身分を徴収対象とする新税案阻止をこそ目的として動き出した、あくまで金をめぐる、所有の移動をめぐる、新税拒否と州議会設置拒否等のための特権階級による抵抗運動こそが、おそらく、『人権宣言』起草期における抵抗運動の内実だった。

この抵抗運動の始まりにあたって、知的に秀でた貴族たちや第三身分の一部の者たちが知的かつ実践的な活動を開始した経緯は、かなり明らかになっている。

たとえば、「地球のこちらの半球のほうが、向こうの半球よりもっと巧みに理性の力に頼って、もっと純粋な言語を理性に語らせることができる」<sup>(21)</sup>と主張して、「アメリカの偉大な模範を完成させる」<sup>(22)</sup>べく『人権宣言』起草に参画したマティウ・ド・モンモランシー伯爵 *le comte Mathieu de Montmorency* の言葉に端的に表われているような、アメリカ革命を経験したり、その影響を強く受けた知識人貴族たちが介入してきて、一気に人類規模の普遍化方向の思想的な拡大現象が発生していく。

おそらく、最初の『人権宣言』案を作ったのが、フランス人ながらアメリカ独立戦争に参加したラ・ファイエット *Maire-Joseph Paul Yves Roch Gilbert du Motier, Marquis de La Fayette* であったのは偶然ではなからうし、なにより当時、1775年のアメリカ独立宣言の起草者であるトーマス・ジェファーソン *Thomas Jefferson* 本人が全権公使としてパリに駐在(1785年から1789年)していて、パリの知識階級に対し看過できない影響力を持ってもいた。ジェファーソンのまわりにはつねに、ラ・ファイエットやモンモランシー伯爵のほか、『アメリカ13州の憲法 *Constitutions des treize Etats de l'Amérique*』の翻訳者ラ・ロシュフーコー・ダンヴィル公

爵 le duc de la Rochefoucauld、アメリカ通のデムーニエ Dèmeunier、デュボン・ド・ヌムール Dupont de nemours、ラボ・サン＝テチエンヌ Rabaut Saint-Etienne などもいた。

彼らは憲法制定国民議会 Assemblée nationale constituante 議員であり、さらにその中で憲法準備を担う憲法委員会 comité chargé de préparer la nouvelle constitution の30人のメンバーに属するが、このメンバーに加わらない外部の人間たち、コンドルセ Marie Jean Antoine Nicolas de Caritat, marquis de Condorcet、セルヴァン Joseph Marie Servan de Gerbey、セリュッティ Joseph-Antoine-Joachim Cérutti なども活発に意見を提出することになる。とりわけ、『ヨーロッパの世論と立法に対するアメリカ革命の影響 *De l'influence de la révolution de l'Amérique sur l'opinion et la législation de l'Europe*』や『専制に関する観念 *Idées sur le despotisme*』などの著作があるコンドルセ Condorcet の知的影響は決定的だった。

こうした、アメリカ革命—ジェファーソン—啓蒙主義の連結を体現する知識人貴族たちが新税反対・州議会設置反対運動に流入し、もちろん、ここにシイエス Emmanuel Joseph Sieyès らの第三身分知識人たちが合流してくる。哲学・神学修士であり、ヴォルテール Voltaire、ロック John Locke、コンディヤック Etienne Bonnot de Condillac 等の著作の耽読者、とりわけアダム・スミス Adam Smith 研究者であるシイエスのような人物が第三身分に多数存在していた事実には、当時の知的風土の密度の高さが如実に現われている。

話が広がってきたが、これらはすでに、『人権宣言』第3条における「主権」概念と「国民」概念をめぐるの短い考察の範囲を超えるものと思われるので、あらためて、また別の機会に確認していくこととしたい。

\*引用文献のうち邦訳が存在するものについては、適宜、訳文を参考にさせていただいたが、引用は拙訳を用いた。

## 注

- (1) Maurice Duverger, *Les constitutions de la France*, PUF, « Que sais-je? », 1944, pp. 38-39. (邦訳『フランス憲法史』、時本義昭訳、みすず書房、1995)
- (2) Ibid., p. 38.
- (3) ルソーにおける個人と主権者との関係は、デュヴェルジェがここに記している内容よりも複雑であり、論者はデュヴェルジェに賛同していない。ここでは、テーマを異にするため、デュヴェルジェの論旨に従っておく。
- (4) Ibid., p. 39.
- (5) 初宿正典・辻村みよ子編『新解説世界憲法集・第3版』、三省堂、2006年、p. 275。
- (6) 高橋和之編『[新版]世界憲法集・第2版』、岩波文庫、2012年、p. 338。
- (7) 高木八尺・末延三次・宮沢俊義編『人権宣言集』、岩波文庫、1957年、p. 131。
- (8) *Les constitutions de la France depuis 1789*, présentation par Jacques Godechot, 1979, Editon mise à jour 1995, Garnier Flammarion, Paris, pp. 33-34.  
 『人権宣言』研究者リュシアン・ジーム Lucien Jaume による *Les déclarations des droits de l'homme (Du Débat 1789-1946)*, GF Flammarion, 1989では、次のように、二つの文はポワン・ヴィルギュルで結ばれている。  
 《Le principe de toute souveraineté réside essentiellement dans la Nation; nul corps, nul individu ne peut exercer d'autorité qui n'en émane expressément.》
- (9) Keith Michael Baker, *Souveraineté*, in *Dictionnaire Critique de la Révolution française « Idées »*, par François Furet, Mona Ozouf et collaborateurs, Flammarion, 1992, p. 484. (邦訳『主権』、富永茂樹訳、in『フランス革命事典』6 思想Ⅱ、みすず書房、2000年)
- (10) Ibid., p. 483.
- (11) Ibid., p. 484.
- (12) Paul Foulquié, *Dictionnaire de la langue philosophique*, PUF, 1962.
- (13) Pierre Nora, *Nation*, in *Dictionnaire Critique de la Révolution française « Idées »*, par François Furet, Mona Ozouf et collaborateurs, Flammarion, 1992, p. 340. (邦訳『国民』、西川長夫訳、in『フランス革命事典』5 思想Ⅰ、みすず書房、2000年)
- (14) Ibid., p. 340.
- (15) Ibid., p. 340.

- (16) キース・マイケル・ベイカー Keith Michael Baker の前掲 *Souveraineté* によるボダン理解に依拠している。
- (17) Jacques Godechot, op. cit., p. 26.
- (18) Ibid., pp. 26-27.  
「戦争機械 machine de guerre」という表現をこの1979年の文で用いるゴデシヨは、翌年1980年に出版されるジル・ドゥルーズ Gilles Deleuze + フェリックス・ガタリ Felix Guattari の大著『千のプラトー *Mille Plateaux*』(Les Editions de Minuit, 1980) に収録される戦争機械論 *Traité de nomadologie : la machine de guerre* をすでに知っていたかもしれないし、もともと、汎大西洋主義の視点から18世紀大西洋についてやナポレオン時代のヨーロッパとアメリカの関係についての論文を書き、NATO 政策を支持する知識人でもあったので、ドゥルーズ+ガタリの扱う問題圏や思考構造は共有していたかもしれない。少なくとも、ドゥルーズ+ガタリが考察のベースとした有名な宗教学者ジョルジュ・デュメジル Georges Dumézil の問題提起を知らなかったはずはなかろう。
- (19) Marcel Gauchet, *La Révolution des droits de l'homme*, Gallimard, 1989, Lucien Jaume, *Les Déclarations des droits de l'homme*, Flammarion, 1989 などを特に参照。
- (20) François Furet, *Ancien Régime*, in *Dictionnaire Critique de la Révolution française « Idées »*, par François Furet, Mona Ozouf et collaborateurs, Flammarion, 1992, p. 31.
- (21) Lucien Jaume, *Droits de l'homme*, in *Dictionnaire Critique de la Révolution française « Idées »*, par François Furet, Mona Ozouf et collaborateurs, Flammarion, 1992, p. 125. (邦訳『人間の権利』、富永茂樹訳、in『フランス革命事典』6 思想Ⅱ、みすず書房、2000年)
- (22) Ibid., p. 125.